

医療行為が行える 介護福祉士を育てる

医療的ケアの将来に備え、看護課が進める「かくたん吸引研修※」

入居者や通所施設利用者の高齢化に伴い、日常生活でかくたん吸引(たんの吸引)や、けい管栄養(胃ろう)などの医療行為(医療的ケア)を必要とする方が増えてきています。現在、16名中10名の看護師が交代で行っていますが、将来的な対応に備える必要が出てきました。

そこで、利用者皆さんの日常に寄り添っている介護福祉士も、たんの吸引や、けい管栄養などの医療行為が担える、より充実した医療的ケアの体制を築いておこうと現在、看護課が中心となってかくたん吸引研修※に取り組んでいます。



まず介護福祉士がたん吸引などの医療行為を行うためには、所属している事業所が「登録特定行為事業者」でなければなりません。名張育成会では現在、成美(入所)、特別養護老人ホームグランツァ、ききょうの家(通所)の3施設で認定を受けており、次年度には成峯(入所)も認定を受ける計画です。

また、医療行為が行える介護福祉士は、「認定特定行為業務従事者」の資格を得る必要があります。現在、成美、グランツァ、ききょうの家の職員10名が資格認定者ですが、新たに7名の職員がかくたん吸引研修※(2号研修3名、3号研修4名、1号研修は法人としての対象がありません。)を受けています。

※かくたん吸引研修(正式名称:介護職等による喀痰吸引等の研修)

行える医療行為は、①口腔内の吸引、②鼻腔内の吸引、③気管カニューレ内部のたん吸引、④胃ろうまたは腸ろうによる経管(けいかん)栄養、⑤経鼻経管栄養。そのうち、①～⑤の扱える内容や、対象者を特定する、しないによって1号、2号、3号の3種類に分かれます。



2号研修で、たんの吸引を実地研修しています。

2号研修では、不特定多数の利用者を対象に、①～⑤の中から施設として必要な医療行為を選択して扱えるようにします。



3号研修で、胃ろうの実地研修をしています。

3号研修では、特定の利用者を対象に、①～⑤の中でその人が必要とする医療行為を扱えるようにします。



1号2号の研修は50時間にも及ぶ講義を受け、①～⑤ごとに定めた回数の実地研修(例えば④胃ろうなどは20回以上)を行ったのち、厳しい審査に合格しなければなりません。(3号研修は、それぞれ時間が短縮されます。)



研修は2019年11月より実施し、3月末に今年度計画を終える予定です。また2020年度は、成峯(入所)の職員などを養成する計画です。

さて、介護福祉士が医療行為を行うことで、より幅広い知見で寄り添うことができます。また看護課と介護福祉士が連携することで、より質の高い運営が可能となります。これらの医療的ケアは利用者皆さんの、安定した暮らしに直結するのはもちろん、職員の働きがいにも繋がります。更なる活躍が期待されますね。

(取材: 広報委員会)